

包括外部監査結果報告書
(概要版)

令和4年度

新潟市

新潟市包括外部監査人
弁護士 今井慶貴

第 1 包括外部監査のテーマ

経済政策に関する事務の執行について

第 2 テーマ選定理由

少子高齢化が進む我が国全体の例にもれず、新潟市においても、出生数の減少・死亡数の増加により人口の自然減が急速に進む中、若年層を中心とした東京圏への人口流出という社会減への対応が引き続き重要な課題となっている。

若年層が東京圏の大学等に進学したまま U ターンせずに就職したり、学校卒業後に東京圏で就職することが少なくないという現状は、若年層にとって新潟市で魅力ある「しごと」を見つけられないことを物語っている。また、市町村税課税状況から算出した新潟市の一人当たり市民所得（課税対象所得）が政令指定都市で最下位であることも、地域における稼ぐ力の弱さを示す指標であると言える。

そうした中、新潟市は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン（2015-2022）」において、その目指す都市像の一つとして「日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市」を挙げ、その中で「雇用が生まれ活力があふれる拠点」を目指し、施策として「成長産業の育成」「内発型産業の育成」「魅力的な雇用の創出」に取り組むとしている。

また、「第 2 期 新潟市 まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020-2024）」においても、「将来にわたって活力ある 住みよいまち 暮らしたいまち 新潟」の実現を目指すうえの基本目標の一つとして「新潟の強みを活かしたしごとをつくり、稼ぐ力を高め地域経済を活性化させる」を、具体的な施策として「中小企業をはじめとした地域企業の経営力強化」「新たなビジネスや成長産業の創出・育成」等を掲げている。

令和 4 年度一般会計予算（当初予算）における商工費は約 111 億円であり、歳出全体（約 3,922 億円）に占める割合は約 2.8% であるが、上記した新潟市にとっての重要性に鑑みると、経済政策に関する事務の執行が適法かつ有効・適切になされているかを包括外部監査人の立場から検証することは、市民にとって有意義なことであると考えた。

以上の理由で、「経済政策に関する事務の執行について」を特定の事件として選定した。

第3 監査の対象

新潟市経済部及び各区役所並びに経済部所管の新潟市の外郭団体（＊）

＊ 経済部所管の新潟市の外郭団体

公益財団法人新潟市産業振興財団（所管：産業政策課）

新潟地下開発株式会社（所管：商業振興課）

公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター（所管：雇用・新潟暮らし推進課）

第4 監査対象期間

令和3年度

但し、必要がある場合は、上記以外の年度も対象とする。

第5 監査の要点

- (1) 新潟市は、市内経済の現状と課題をどのように把握し、総合計画を始めとする各種計画にどのように反映しているか。また、計画の達成状況はどうか。
- (2) 各事務事業は、法令・条例・規則・要綱等を遵守して行われているか。とりわけ、補助金・負担金の交付や委託・請負等の契約関係における合規性等に問題はないか。
- (3) 各事務事業は、目標の達成に向けた、経済的、効率的、有効なものとなっているか。とりわけ、各事務事業についての成果指標の設定及び検証が適切に実施されているか。
- (4) 経済部所管の外郭団体の経営状況（組織、事業、財務状況等）に問題はないか。また、外郭団体に関連する新潟市の事務事業は適正に執行されているか。

第6 外部監査人の補助者の職・氏名

公認会計士・酒井真人、弁護士・朝妻太郎、弁護士・鈴木孝規

第7 包括外部監査の結果

＊ 指摘と意見の意義

「指摘」事項は、「財務に関する事務の執行等において違法又は不当があるなど是正・改善を求めるもの」である（地方自治法 252 条の 37 第 5 項の「監査の結果に関する報告」に相当する。）。法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）の形式的又は実質的

な違反がある場合（違法行為）はもとより、違法とは言えないものの法令等の運用の仕方が不十分又は不適切である場合（不当行為）も「指摘」の対象に含まれる。

「意見」事項は、「組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるもの」であり、いわゆる「3E 監査」（Economy＝経済性、Efficiency＝効率性、Effectiveness＝有効性）の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したものである（同法 252 条の 38 第 2 項の「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」に相当する。）。

第1 産業政策課

(頁数)

1-1	産業情報利活用事業費	意見1	成果指標の目標数値が定められていないが、景況調査の回答率を設定したうえで、より多くの回答が得られるよう景況調査の質問事項や実施方法(Webアンケート等)を工夫できないか検討されたい。	46
1-2	事業承継支援事業	意見2	申請受付のチェックリストの記入に不備があり、申請書類の確認が適切になされたか事後的に検証困難なものが見受けられた。事後的にも適切に書類の確認がなされたことがわかるように、適切にチェックリストの活用をされたい。	49
		意見3	本事業の申請時に事業者から提出を受ける事業計画書内の事業者に記載を求めている部分について、市担当者により手書きで補足事項などが記載されているものが散見された。事業計画書について、記載すべき事項をより具体化する、記載例を作成するなど、事業者側で必要な記載が漏れなくできるような工夫を検討されたい。	49
		意見4	企業価値評価の委託を受けた税理士事務所に偏り(数の限られた事務所への案件の集中)が見受けられた。税理士会等の関連する土業協会にも周知文を送付するなどして周知を図ったとのことだが、周知・広報の方法について、さらに工夫されたい。	50
1-3	新事業モデル創出中小企業共創促進事業	指摘1	補助金の交付対象となる「事業グループ」の構成員になる数が限定されていない(代表事業者は複数の事業グループの代表事業者を兼ねることができないが、連携事業者については同様の事業を行う他の事業グループに参画する以外の制限がない)ため、複数の事業グループに関与することで、実質的に1者30万円で計算される補助金について重複して受給できる仕組みとなっており、合理的とは言い難い制度設計となっていた。	52
		指摘2	交付決定の判断にあたって必要な事項(複数の事業者が子会社の関係にあるかどうか)を誓約書の他に口頭で確認したのみで、口頭確認の結果が書面上の記録として残されていない事例が見受けられた。事後的にも交付決定が適切になされたことが確認できるよう記録に残すべきである。	54
		指摘3	要綱制定後に要綱に引用した法令(中小企業等経営強化法施行規則に規定する「子会社」の定義)が改正された(条文番号の変更)が、要綱の改正を失念したまま事務が行われていた。	55
		意見5	補助事業(3年の事業計画を定めている)について、当初モニタリング実施の予定はなかったとのことであるが、一定期間のモニタリングを実施すべきである。その後、5年間のモニタリングを実施することとしたのは評価できる。	55

1-6	新型コロナウイルス拡大防止協力金(第5期～第6期) * 第1期～第4期と一括で記載	指摘4	全期間で2事業者の不正受給が判明していた。うち1者は第1期で営業をしていたのに協力金を不正受給していた(第2期中に自ら申告し、その後全額が返金)が、第2期から第4期の協力金は辞退させるべきであった。もう一者は虚偽の写真を添付して第1期の協力金を不正受給し、第2期・第3期の協力金も不正受給を試みた(第1期の協力金の返還も未了)が、市は督促状等の発送以外の法的手続等に踏み切っていない。このような対応は適切かつ厳正なものであると評価しがたい。	65
1-9	新事業展開サポート事業	指摘5	プロポーザル方式により委託候補者を選定するに際しての経費の妥当性の考え方について、経済部内で構成される選定委員会の委員間で共通理解がないまま審査がなされていた。見積金額の評価については、どのような金額又は内訳のものを評価するかについて共通した考え方を設定することが可能であり、選定委員の感覚や個々の考え方によって評価が逆方向を向くことは適当ではない。	75
1-10	事業承継・引継ぎ支援事業	意見6	本事業では、後継者不在の改善を図るため、M&Aに限らず、後継者の確保に向けたマッチングサービスの利用も対象とするマッチング枠が新設されたものの、監査実施時点で交付決定がなされた23件はすべて企業価値評価枠を利用したものであった。マッチング枠の利用が促進されるような見直しが必要か検討されたい。	78
		意見7	企業価値評価の委託を受けた税理士事務所に偏り(数の限られた事務所への案件の集中)が見受けられた。事業の周知・広報の方法について、さらに工夫されたい。	78
1-11	海外ビジネス支援事業費	意見8	本事業では約252万円の委託料が支払われているが、本商談会の成果である商談成立の件数及び金額(非公表)はいずれもごく僅かなものに留まっている。当課は成約に結び付かずとも今後の商品開発・改良の参考となったと評価しているが、事業の振返りに際しては効率性、有効性の観点からの十分な検討がなされることが望まれる。	81
1-14	外資系企業誘致事業費	意見9	新潟市の特区制度のこれまでの活用実績としては、外資系企業誘致を促進する国際創業特区の利用が1件(平成27年度に外資系企業の支店が進出したものの、コロナ禍の影響で撤退)あるのみであり、コロナ禍による影響以前に、外資系企業の誘致や外国人の創業が活発ではない。現状を踏まえ、情報収集や分析を行い、特区制度を活用した一体的な誘致等支援策が立案されることが望まれる。	86
1-16	産業見本市開催費負担金	指摘6	産業見本市開催業務の業務委託契約書において、予め実行委員会の書面による承諾を受けたときを除き委託業務の再委託をしてはならないとされているが、書面による再委託の承諾がなされていないまま、委託先(一般社団法人)の会員である2社に再委託がなされていた。実行委員会が事実上承諾していたとしても書面は必要である。	90
		指摘7	実行委員会事務局(新潟IPC財団)に保管されている事業ファイル中には、四半期ごとに業務委託先から収支実績報告書が提出されており同報告書には費目ごとの支払額が記載されているが、支出にかかる支払先が記載された一覧表などはなく、個別の支払いに係る領収証等もすべてについて揃っているわけではなく、不備が見られた。	91
		意見10	令和3年度は、実行委員会の振返りの会議でも、コロナ対応や来場者数の減少に対する出展者の不満が多かった、出展ブースでの商談成立見込額(約3,888万円)に対してオンライン個別商談会での商談見込額(約322万円)が少なく効果に疑問があった、出展者・来場者とも顔ぶれが固定化してマンネリ化が感じられるなどといった意見が見られた。市が多額のコスト負担をしていることを踏まえ、産業見本市の今後のあり方について、費用対効果の観点から十分な検証や改善が続けられることを期待する。	92

第2 成長産業・イノベーション推進課

2-1	地域イノベーション戦略推進事業 (新潟IPC財団補助金)	意見11	航空機関連産業の振興を支援する新潟市の取組は、産官学共同で継続的に新規分野へのチャレンジを図ったものとして、新潟市の産業政策において特筆されるべきものであるが、売上高や雇用者数等の一定のKPIが示されているとはいえ、この間の15年間の取組についての中間的な総括がなされた資料などは作成されていない。これまで新潟市が投下してきた多大な金銭的投資や人的投資を踏まえると、航空機関連産業振興についての中間的総括を実施することが望まれる。	99
2-2	コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証補助事業	指摘8	補助事業者の人件費を補助対象経費に含むものとして補助金が支払われている事例が見受けられたが、要綱において補助対象経費となる「開発費」に補助事業にかかる人件費が含まれることが必ずしも明確となっていない。仮に、補助対象経費に人件費を含ませるのであれば、要綱上で「人件費」ないし「直接人件費」といった項目を明記し、算出方法や上限額等を明記すべきである。	102
2-3	DXプラットフォーム構築事業	指摘9	5Gオープンラボ整備運用業務について委託業者の責による履行遅延があったのに対し、対応の記録について委託業者から打合せ簿の提出を受けて保管するに留まっていた。事実上の履行猶予の措置であり、契約上請求しうる遅延損害金を請求しないとの判断を含むものであるから、新潟市内部の判断過程を記録した書類を残しておくべきであった。	107
		指摘10	概念実証支援補助金事業の補助事業者(本店所在地は新潟市中央区、代表取締役の登記上の自宅は東京都内)が新潟市中央区内で実証実験を行うための代表取締役の東京から新潟への旅費や宿泊費も補助対象経費として補助金が交付されていた。自宅から会社に通勤する費用を補助対象経費とするに等しく、不適切であるというべきである。	107
		指摘11	概念実証支援補助金事業において、補助事業者の人件費を補助対象経費に含むものとして補助金が支払われている事例が見受けられたが、要綱において補助対象経費となる「開発費」に補助事業にかかる人件費が含まれることが必ずしも明確となっていない。仮に、補助対象経費に人件費を含ませるのであれば、要綱上で「人件費」ないし「直接人件費」といった項目を明記し、算出方法や上限額等を明記すべきである。	108
2-5	新潟市ソフトウェア産業協議会補助金	意見12	令和3年度は定額補助により485,000円が支給されているが、同団体の決算はほぼ収支均衡の状態にあり、支出額の約半額は会議費や懇親を図る事業の経費(これらは補助対象経費外)であり、若干の会費増額で市の補助分は補填できる状況にある。今後は、定額補助のあり方を見直すべきである。	113
2-6	スタートアップ支援事業	指摘12	フードテック&アグリテックを軸としたスタートアップエコシステム形成事業に係るコンサルティング及びセミナー運営業務委託の公募型プロポーザルによる契約について、1社の参加しなかった。プロポーザルに参加するための準備期間において他社の参入は非常に困難であったものと考えられ、契約締結における競争性確保の面での配慮が不十分であった。	115

2-7	創業サポート事業(店舗)	意見13	本事業の成果指標として、新規採択件数を参照しているが、具体的に何件の新規採択件数を指すのか目標数値が設定されていない。事業の見直しの必要性等の判断材料とするためにも、本事業の成果指標の目標数値として新規採択の具体的な件数を設定することを検討されたい。	118
		意見14	本事業の補助金交付要綱には交付決定の際の審査基準については規定されていないものの、実際の審査に際しては項目ごとの採点が行われていた。募集要項には審査基準が明記されているものの、本事業を利用しようとする事業者の予見可能性をより高め、要綱にしたがって交付決定がなされたことをより明確に示すことができることから、要綱上に審査基準に関する規定を設けることが可能かどうか検討されたい。	118
2-8	創業サポート事業(オフィス)	意見15	要綱で創業のほか創業から3年未満の事業者が新事業を行う事業者も補助の対象とされており、令和2年度に本事業を利用して月額5万円の補助を受けた事業者が、別の事業を行うために令和3年度にも本事業を利用して月額5万円の補助を受けたものがあつた。創業から3年未満の事業者とはいえ、既存の事業者が新事業を行うことから直ちに新たな事業所が必要となるものでもなく、そのような事業者に補助金の交付をすることが創業の支援といえるかは疑問が残る。本事業の事業目的などを踏まえて補助対象等の見直しが必要か検討されたい。	121
		意見16	本事業の成果指標として、新規採択件数を参照しているが、具体的に何件の新規採択件数を指すのか目標数値が設定されていない。事業の見直しの必要性等の判断材料とするためにも、本事業の成果指標の目標数値として新規採択の具体的な件数を設定することを検討されたい。	121
		意見17	補助金交付の審査にあたって実際に考慮した項目と要綱に規定された項目とが必ずしも一致していない。実際の審査にあたって考慮した項目で、要綱に規定された項目が十分に勘案されたのか、十分に勘案されていないとすれば、実際の審査で考慮した事項と要綱に規定された事項のどちらを見直す必要があるかなどの検討をされたい。	122

第3 商業振興課

3-1	西堀地下駐車場管理運営費	意見18	令和3年度の稼働率を見ると、13時から16時の時間帯で平日約70%、休日約32%となっている。以前は休日の買物客の利用が多かったのに対して、現在は、平日の中央区役所やふるまちなか倉庫などの来庁での利用客が多い一方で、休日の買物客による利用が減少していることを反映した結果と思われる。古町地区への中央区役所移転やふるまちなか倉庫開設の一方で、商業施設の撤退が相次ぐなど、西堀地下駐車場取得時とは異なる周辺環境を踏まえた市営駐車場のあり方を検討するべきである。	125
3-2	西堀地下施設改修事業	意見19	耐震改修工事に係る総事業費4億2,000万円のうち、国の補助金1億4,000万円と同額の市協調補助金を除いた残額の1億4,000万円について、市の所有部分の負担金の他に新潟地下開発(株)の所有部分の負担金についても市の地下街防災推進事業費補助金の交付を受けるため、結局、地下開発の負担額はゼロとなっている。経営改善に向けた抜本的な対応が求められている地下開発に対する市の補助については、市民や議会の関心も高いと思われるため、同社に対する直接補助に限らず、実質的な市の補助額も含めて市民に分かりやすく説明するように努めるべきである。	128

3-3	中小企業制度融資貸付金	指摘13	制度融資手続関係の書類について、誤記や不備(貸付期間・売上額・チェック箇所)の誤記、借換返済や保証の種類についての記載漏れ等)について訂正を指示せずに、そのままとなっている事例が散見された。	133
		意見20	新事業展開資金貸付金の創設に際し、金融機関と利率や協調倍率(貸付金に占める市の預託金の比率)について協議がなされているが、市の預託金の比率を高めることについての希望はなかったとのことである。昨今の低金利で金余りの状況からすれば、市の預託金の重要性は低下しているため、金融機関と預託金の比率を下げる方向で見直しの協議をする機会を持つことが望まれる。	133
3-6	商店街活性化ステップアップ事業	意見21	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、令和元年度や令和2年度の実績件数をそのまま目標値としているに過ぎない。来街者や集客数及び売上増加率などの成果指標を設定して取り組むべきである。また、活動指標を補助実績件数とする場合でも、各区の目標件数を積み上げたうえで市全体の目標件数を設定するなど、より合理的な活動指標を設定するべきである。	140
3-7	商店街環境整備事業	指摘14	「消費税仕入控除税額の取扱い」の記入がない実績報告書を受理したまま補助金の交付決定を行っている例が見受けられた。これは、補助金の一部返還が必要となる補助事業者か否かの確認を市が行わないまま補助金の額を確定し、交付していることを意味する。結果として補助金の返還は不要な事案であったものの、不適切な事務処理が行われており、再発防止に努めるべきである。	142
		意見22	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、次年度予算編成の参考として商店街に対して本事業の活用見込みを調査した結果をそのまま目標件数としたものに過ぎない。本事業の目的に照らせば、商店街への来街者数や歩行者通行量、商店街における売上等の指標が成果指標となり得るが、市はこれらのデータを把握していない。市民に対して事業成果や事業目的の達成状況を説明し得るような活動指標や成果指標を設定したうえで取り組むべきである。	143
3-8	商店街LED灯街路灯等維持管理事業	指摘15	新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱で定める実績報告書の様式を使用せず、平成28年度以前の古い様式の実績報告書を使用している例や、補助事業者における「消費税仕入控除税額の取扱い」を口頭でのみ確認している例が散見された。旧様式では、課税事業者ではないため実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額を減額する必要のない補助事業者と、減額の必要はあるが減額すべき金額がまだ確定していない補助事業者との区別がつかない。記入を求める目的や趣旨の周知徹底を図るとともに、区役所の業務も含めて、不適切な事務処理を見逃さない実効性のある事務決裁を行うべきである。	145
		意見23	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、次年度予算編成の参考として商店街に対して本事業の活用見込みを調査した結果をそのまま目標件数としたものに過ぎない。商店街の活性化と防犯面から地域の安全、安心の向上を図ることを本事業の最終的な目的とするのであれば、来街者数などの商店街活性化の成果を示す指標や犯罪発生件数などの防犯面の成果を示す指標及び商店街利用者からの評価など、間接的又は最終的な成果指標など次善と考えられる指標を設定して事業に取り組むべきである。	148

3-9	地域拠点商業活性化推進事業	意見24	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、令和元年度の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎない。本事業の目的に照らせば、来街者や集客数及び売上増加率などの成果指標を設定して取り組むべきである。また、活動指標を補助実績件数とする場合でも、各区の計画に基づく目標件数を積み上げたうえで市全体の目標件数を設定するなど、より合理的な活動指標を設定すべきである。	151
3-10	チャレンジショップ事業	指摘16	新潟市チャレンジショップ運営委員会(市も構成員)の規約では、事務局は新潟地下開発(株)に置くことになっているが、実際に地下開発が担当しているのは主に経理面の事務のみであり、出店者選定に伴う事務は商業振興課が行っている。また、市の職員が監事となっており、会計及び業務を監査することになっているが、監査報告書などは作成されておらず、監査を実施した記録は残されていない。運営委員会で開催した会議の議事録は整備されておらず、会計についても個々の取引を記録した会計帳簿などは存在せず、預金通帳の記録から年間の収支決算書が作成されているだけであった。このように規約の一部が組織運営の実態と整合しておらず、規約として不十分な点が見受けられた。	154
		意見25	本事業の活動指標として「新規出店5件以上」とする目標を設定し、成果指標として「独立開業者数延べ36者以上」とする目標を挙げているが、空き区画が発生してもチャレンジショップの家賃を市の補助金から支払い続けなければならない条件の中で、活動指標を新規出店5件以上とするだけで十分明らかではないうえに、成果指標としている独立開業者数延べ36者以上についても、本事業の目的である古町地区を含む中心商店街全体の活性化や空き店舗減少の指標としては直接の関連性はない。より合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。	155
3-11	中心市街地商店街(西堀ローサ)活性化事業	意見26	本事業の活動指標として「前年度のイベント実施回数(163回)以上」とする目標を設定し、成果指標として「よろっtoローサの年間来客数12,300人以上」とする目標を挙げているが、事業目的を達成するために必要十分な回数か明らかではないうえに、成果指標としているよろっtoローサの年間来客数は、西堀ローサの活性化の指標とはなり得るとしても、本事業の目的である古町地区を含む中心市街地全体の活性化の指標としては直接の関連性はなく、適切な成果指標とは言えない。本事業の目的に照らして、より合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。	158
3-12	古町地区空き店舗活用事業	意見27	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、本事業へ移行する前の令和2年度の次世代店舗支援事業の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎない。次年度予算編成の参考として商店街から回答を得た補助制度利用希望調査票に記載のあった空き店舗数をそのまま集計しているに過ぎず、正確な空き店舗数や空き店舗数の推移などは把握していない。事業目的を再確認するとともに、事業目的に即した合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。	161
3-13	商店街空き店舗活用事業	指摘17	本事業の募集要項において、補助金の補助対象者を「商店街内の空き店舗へ事業の継続性が認められる店舗を新たに出店する者」としているが、商店街空き店舗活用事業費補助金交付要綱では、補助金の趣旨を商店街へ事業の継続性が認められる新たな店舗を出店する中小企業者等が行う事業を対象に補助金を交付するものとし、補助金の交付の対象についても「空き店舗に」出店する者に限定した要件は定めていない。補助対象者の範囲について要綱の規程には不備があるため、早急に改定を行う必要がある。	163

3-13	商店街空き店舗活用事業	意見28	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、本事業へ移行する前の令和2年度の次世代店舗支援事業の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎない。次年度予算編成の参考として商店街から回答を得た補助制度利用希望調査票に記載のあった空き店舗数をそのまま集計しているに過ぎず、正確な空き店舗数や空き店舗数の推移などは把握していない。事業目的を再確認するとともに、事業目的に即した合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。	164
3-14	地域のお店応援商品券発行事業	意見29	地域のお店応援商品券発行事業のようなプレミアム商品券事業では、商品券の購入者が購入した商品券を結果的に使用できない場合、市から補助を受けている実行委員会において余剰金が発生するが、市の補助金の対象となるプレミアム分相当額から生じた余剰金については市に返還されているものの、それ以外の部分から生じた余剰金については実行委員会に留保されている。この留保された余剰金の用途について、市は市民の理解が得られるような用途を検討するように実行委員会に対して助言しているとのことであるが、市がオブザーバー参加のみで構成員となっていない実行委員会に対する通知は文書により行うことが望ましい。	167
3-15	地域を支える商店街支援事業	指摘18	「消費税仕入控除税額の取扱い」の記入が誤っている実績報告書や無記入の実績報告書を受理したまま補助金の交付決定を行っている例が散見された。結果として補助金の返還は不要な事案であったものの、過大な補助金の交付につながりかねない要綱に違反した不適切な事務処理であった。市は、補助事業者に対して実績報告書の「消費税仕入控除税額の取扱い」に係る記入を求める目的や趣旨の周知徹底を図るとともに、不適切な事務処理を見逃さない実効性のある事務決裁を行うべきである。	170
3-15	地域を支える商店街支援事業	意見30	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、令和2年度実績を上回ることを目標件数としたものであり、事業目的を達成するために必要十分な件数と言えるのかは明らかではない。本事業の目的に照らし、事業目的を達成するために補助対象となる商店街のうち、どれだけの数の商店街に対して補助を行うことができたかといった活動指標や商店街における消費喚起や利用促進の効果がどの程度あったかといった成果指標などを目標としたうえで事業に取り組むべきである。	171
3-16	パーティション設置促進補助事業	指摘19	補助金交付申請書兼実績報告書における誓約事項について、要綱上の様式において申請者の自署を求めているにもかかわらず、申請者の法人ゴム印、個人ゴム印、個人の印字など記名によるものを容認していた事例が散見された。署名と記名とは法的にも異なる位置づけとなっており、要綱違反にあたる。	174
3-16	パーティション設置促進補助事業	指摘20	個人事業主であることを裏付けるための添付書類としては食品衛生法上の飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写しか求めているところ、飲食店営業許可書の名義人ではない同居の親族による申請に対して補助金を交付している事例が見受けられた。補助事業対象者の要件は、個人事業主であることを前提に、同人について市税の納付や反社該当性などの様々な要件が課されるのであるから、事業主の認定について、客観的資料に基づかずに判断されることは不適切である。	175

3-18	走りだす商店街支援事業	意見31	採択された補助事業の中に、商店街団体と連携して買い物代行による移動販売事業を行うものがあった。事業内容としては、県の補助金の採択基準を充たすことができない見込みであったため、県の補助金の申請は行わず、市の補助金のみ申請となり、採択された。県とは違う評価であったことになるが、補助事業に対する事業性の評価については、可能な限り客観的な根拠を重視して採択の可否を決定することが望ましい。事業の結果が出るのはこれからなので、補助金交付後のモニタリングを励行されたい。	179
3-19	Oh! 弁当で地域のお店応援事業	指摘21	本事業の登録店の中には、弁当の販売個数と税抜き単価を確認することのできるレシート、伝票、請求書、領収書の類がなく、エクセルによる簡素な帳簿や単なるメモ書きのような信憑性を確認しようのないものの提出にとどまる登録店や、全く書類の提出がない登録店もあったが、市は、署名のある交付申請及び実績額明細書の記載をもって代替する書類と認めるといった対応を行っていた。また、領収書がある登録店でも、店舗規模に比較すると不自然と思われるほど利用回数や販売個数が多く、かつ、1個あたり3,000円のクーポン分の値引きをしない額の領収証(税抜き)であるなど、実際に交付申請のとおり販売がなされたのか疑念を感じるものも存在した。	182
		指摘22	本事業による補助を受けた登録店を複数経営する法人であるA社は、多数回にわたり交付申請を行ったが、その中にはA社の交付申請及び実績額明細書に申請担当者として記載されている者であるBが利用者として、団体等名を「A社」としているものが複数回見受けられた。A社自身が弁当代を支出しているのか、A社内のBら有志が自費で弁当を購入しているかについては、書類上判別できない。利用者は個人であるとしても、本事業の要綱上も利用者についての要件は特に明記されておらず、かつ、団体等名の記載が持つ意味も必ずしも明確ではないため、登録店自体が自ら経費を支出して従業員等を利用者として本制度を利用して補助を受けることが可能となっており、制度設計上、適切とは思われない。	183
3-20	中小企業指導・育成事業費補助金	指摘23	本補助金は、会員である中小企業者に対し経営改善や技術発達などを目的に様々な事業を展開している市内の商工会議所や商工会に対する補助金であるが、補助対象経費の具体的な内容や補助額の算定方法を定めた要綱や要領などは制定されておらず、新潟市補助金等交付規則に基づく取扱基準で定めた事業に対し、商工会等ごとに異なる金額で平成23年度から毎年同額の補助金を交付しているに過ぎないことが判明した。補助対象経費の範囲や補助額の算定方法などは、要綱や要領などで明確に定めるべきである。	186
3-21	新潟市商店街連盟補助金	意見32	本補助金は、平成10年度から補助が開始されたものだが、慣行や前例踏襲により定額の補助金額が固定化することがないように、補助対象事業に対する上限とする補助率や上限額を定めるなど、定額補助による弊害が生じないような補助のあり方を検討するべきである。	190

3-24	新潟地下開発株式会社	指摘24	<p>新潟地下開発(株)は平成29年3月末に民間債務が完済となり、市に対する9億円の劣後貸付の返済が開始となること、古町地域におけるまちなか機能再編の影響を踏まえた同社の経営規模に見合う適正な返済計画を策定する必要があることなどを理由として、市は9億円の返済を当面の間、無利息で据え置く条件変更を行うこととし、劣後特約のない通常の貸付金への変更と併せて平成29年5月10日に金銭消費貸借条件変更契約を締結した。通常貸付の弁済条件は、平成30年度から毎年、半年毎に4,500万円の返済を行い、最終返済期日となる令和7年10月31日に2億2,500万円の返済を行うものとしており、平成30年3月31日までは無利息、それ以降の利息については別途協議して決定することになっていた。しかし、当初は、1年間を想定して平成29年に通常貸付の返済猶予を行ったにもかかわらず、令和4年4月1日付の条件変更契約に至るまで、毎年、地下開発の経営健全化に向けた具体的な対応や返済計画策定を検討したいといった理由により利息及び元本の返済猶予を繰り返している。市は、通常貸付9億円の回収方針や回収計画を明確にせず、新潟市債権管理条例に定める履行期限の延長を行うことなく、平成29年以降、問題の先送りとも言える対応を繰り返している。</p>	205
		指摘25	<p>外郭団体評価における新潟地下開発(株)の評価は、同社の現状を受けて平成30年度から連続で「抜本的な対応が必要」との最下位の評価結果となっているが、この間、同社及び所管課の商業振興課では、抜本的な対応と評価し得るような対応を行っておらず、また、抜本的な対応を進めていくための具体的な計画も策定していない。市民の財産である貸付金9億円を無利息で貸し続けた場合には、それによって逸失利益が生じ続けているという認識を持ち、仮に地下開発の経営が周辺の再開発などの影響を受けたとしても、それによって西堀ローサの収益が劇的に改善するシナリオが描けないのであれば、その動向を待たずに市としての抜本的な対応方針を早急に決定するべきである。</p>	209
		指摘26	<p>市は、新潟地下開発(株)の民間債務が完済された翌年度の平成29年度から、入居時から見直してこなかった同社に支払う市関連施設の賃借料を従来の半分に引き下げている。平成28年度まで市の行政施設賃借料が周辺相場の賃借料よりも著しく高いことを認識しながら、減額交渉をせずに据え置く経済性を欠いた対応を続けていた。こうした市の対応は、実質的には、割高な賃借料の支払いを通じて地下開発の資金繰りを支援する「隠れ補助金」とも呼ぶべきものであり、経済性に反した不適切な対応であったと言わざるを得ない。</p>	211
		意見33	<p>商業振興策を推進する商業振興課が新潟地下開発(株)を担当すると、中心市街地活性化のために西堀ローサは必要であるという意識から、とにかく商業振興のために同社は存続させるといった偏った安易な方向に流れがちになるおそれがある。9億円の貸付金の最大限の回収を念頭に置けば、財務部や総務部など関係各部や外部専門家との連携と協力が不可欠である。市は、所管課の商業振興課だけに同社の対応を委ねるのではなく、様々な立場の視点から同社の課題に対処するプロジェクトチームなどを組織して、全庁的な関与の下で抜本的な対応に取り組むべきである。</p>	212
		意見34	<p>新潟地下開発(株)に対する貸付金については、債権者である市の所管課や債務者である地下開発においても、最終返済期日までの収益弁済による完済は困難であり、担保権が設定されている西堀ローサを市有化してその一部を回収することも選択肢の一つとの認識であり、貸付金残高から経営改善計画などにより今後の回収見込額を客観的に疎明できる金額や担保の処分見込額を除いた残額について徴収不能引当金を計上するなど、より合理的な地方公会計における会計処理のあり方を検討するべきである。</p>	213

第4 企業誘致課

4-1	中小企業生産性向上設備投資補助金	指摘27	本件補助対象事業の実績報告とは無関係の補助事業者の顧客に関する個人情報に掲載されているものが存在した。新潟市個人情報保護条例との関係で無用な事務負担が生じかねないため、上記書類が提示された段階でその受領をせず、提出をし直させるなどの対応が取られる必要があった。	219
4-2	ITソリューション補助金	指摘28	補助事業者に対し、事業計画書と実績報告書にITツール導入効果の効果指標の記載を求めているが、①事業計画書と実績報告書とで異なる効果指標が記載されている事例、②実績として導入後1年以上先の決算期の想定額を記載するなど実績報告とはなっていない事例、③効果指標とした外注費について導入前の金額が提出された決算報告書と整合していない事例などが見受けられ、実質的に重視されていない運用となっていた。申請書類の書式において効果指標の記載を求め、専門家の助言も求めている以上、効果指標について一見して疑義が生じるような記載でも容認するのは妥当ではなく、当課による事後のフォローも適切になしえない。	222
		指摘29	当課担当者から補助事業者に対し、実績報告書の提出期限である令和4年2月28日までの提出を電子メールにて促したところ、同年3月15日付で実績報告資料ができないので申請を取り下げたい旨の返信があった。それに対し、同年2月28日付の補助対象事業変更承認申請書を提出させて、同年3月30日付補助対象事業変更承認通知書(補助金交付決定額を0円に変更する内容)を交付するという処理がなされていた。既に実績報告書の提出期限を徒過している以上、実質的に補助金を交付したものではないが、要綱の規定に違反していることは明らかであるから、日付を遡らせた変更申請により処理するのではなく、補助金交付決定取消しをすべき事案であった。	223
		指摘30	申請書を電子メールで受領した場合、当課でプリントアウトしてファイルに綴られているが、もととなるメールの保管ルールが明確となっていなかった。書類に作成者の押印がない場合、仮に当該文書の作成者が誰であるかが問題となったときには、デジタルデータが適切に保存されていない限り、文書の作成者を特定することは困難であるから、メールを受信するアドレスを限定したり、受信したメールの保存ルールを明確にし、課内で共有することが必要である。	224
		指摘31	補助対象経費が6,015,000円、補助金額が4,000,000円の交付決定を受けていた補助事業において、補助事業者から提出された実績報告書では支出合計6,015,000円、補助金交付申請額1,000,000円との記載がなされていたが、訂正されたものの提出を求めることなく、確定額を4,000,000円とする補助金交付確定通知書を作成し、補助金を交付していた事例が見受けられた。補助金申請額の記載は、重要な事項に関するものであるから、誤記が明らかな場合であっても、きちんと訂正を求めべきである。	224
		意見35	本補助金事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、社内の環境整備や課題解決を進める事業者に対し、ITツールの導入費用の一部を支援するものであり、ITツールは「社内の環境整備や課題解決に資するソフトウェア、ハードウェア、役務(付帯サービス)などをいう。」と定義され、対象となるITツールの範囲が極めて広範に定められている。実際に、ノートパソコンや複合機等の汎用機器の購入費用や一般的な文書管理ソフトの導入費用が補助対象となっているものが少なからず見受けられたが、そのような補助金の利用が制度の趣旨に沿うものか疑問である。今後は、対象とするITツールについて適切な限定を設けることも検討されるべきである。	225

4-2	ITソリューション補助金	意見36	本制度の対象事業は、「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」にて重点的に支援すると位置付けた6分野及び創業サポート事業(オフィス)の補助対象業種とされているが、補助対象業種の区分の合理性に疑問が感じられた。商業振興課が所管していた店舗系の業種を対象外とした結果であるというが、所管課による対象業種の区分は一応の区分でしかなく、本制度の対象業種が広範であり、かつ、対象とするITツールがノートPCや複合機等といった業種を問わない汎用機器をも含むがゆえに、区別の合理性を見いだすことが困難となっている。対象事業の業種の範囲を適切に見直すことを検討されたい。	225
		意見37	成果指標の目標数値の設定について、「企業によって課題の内容が異なり目標数値を設定することが困難なため」として、具体的な目標値が定められていない。例えば、本事業を利用して整備したITツールによって達成された作業効率化の内容(短縮された作業時間の長さ、付加価値額、労働生産性等)、補助事業者に対するアンケート結果など様々な視点で目標数値を設定することが考えられるが、制度趣旨に立ち返り、指標のあり方を検討していただきたい。	226
4-6	工業振興条例助成金	意見38	新潟市工業振興条例助成金施行規則7条は、新潟市工業振興条例助成金の交付申請期間について、事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合には、「当該年度の事業所税の申告納付期限後1月以内」に交付申請するよう定めており、その例外的取扱いを定める規定もないが、実際には期限後の申請でも助成金交付申請を受理する取扱いがなされていた。上記申請期間の定めが要件として明示されている以上、それに対する例外的取扱いができる場合についても規則上明示され、限定される必要がある。	234
4-7	情報通信関連産業立地促進事業補助金	指摘32	新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱によれば、本補助金の交付を受けるためには補助事業者が賃貸借契約開始後1年以内に操業を開始していることが要件の一つとなっており、補助金の交付の指定を受けた者は操業を開始したときは遅滞なく市長に届け出なければならない旨を定めているが、遅滞なく届け出がなされていなかったり、操業開始日について操業開始届と雇用要件審査表とで齟齬が生じている事案が見受けられた。操業開始日は雇用要件の基準日に影響するため、操業開始日に齟齬が生じることや、賃貸借契約から1年間の範囲内で操業開始日を補助事業者が任意に設定しうるとの解釈に基づく運用は適当ではないというべきである。	237
		意見39	コンタクトセンター(コールセンター)の誘致については、大規模な雇用が期待できる反面、従業員の給与水準は決して高くない。もとより、労働条件については、働く側のニーズや職業スキルによる部分もあるので、非正規で給与条件が高くない雇用だとしても、これを否定的に評価することは一面的であるが、新潟市の掲げる「市民所得の向上」という目標を達成するためには、給与等の労働条件のよい雇用が生まれることが求められている。その意味では、成果指標としては、新規雇用者数だけでなく、雇用の質(正規・非正規の別や給与条件)を反映したものも設定されることが望ましい。	238
4-8	本社機能施設立地促進事業補助金	意見40	令和3年度の補助事業者は1件であるが、賃料補助として500万円という少なくない金額を支払っている一方で、雇用者数は目標数値に届かない状況となっている。事業活動の結果であるからやむを得ないものであるが、他方で補助額に見合う経済効果をどのようにみるかという評価尺度自体は、本事業の評価という観点からは必要である。例えば、市内における付加価値額といった指標をもって、雇用者数以外の本社移転効果を把握することも有益であると思われる。	241

4-9	物流施設立地促進事業補助金	意見41	新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱9条は、補助金の交付申請期間について、事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合には、「当該年度の事業所税の申告納付期限後1月以内」に交付申請するよう定めており、その例外的取扱いを定める規定もないが、実際には期限後の申請でも補助金交付申請を受理する取扱いがなされていた。申請期間の定めが要件として明示されている以上、それに対する例外的取扱いができる場合についても要綱上明示され、限定される必要がある。	243
-----	---------------	------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

第5 雇用・新潟暮らし推進課

5-1	離職者等雇用事業所奨励金	指摘33	奨励金対象雇用者の要件である離職理由について、実際に提出された報告書をみると、「1.会社の倒産」「2.解雇」等を記載しているものが多い一方で、「4.その他自己都合等」を理由としているものの中には「精神的不安(営業活動に対する)」「労働時間の希望との相違」といった理由を挙げるものが存在した。一見して新型コロナウイルス感染症の影響により離職したことが明らかではなく、むしろ関連性がないと考えられる理由である。担当者が電話聴取により新型コロナウイルス感染症と関連性があることを確認しているとのことであったが、具体的な関連性についての聴取記録が存在しないため、検証ができない。	263
5-2	雇用調整助成金等利用促進事業	意見42	本制度は、雇用調整助成金等の申請に係る費用(市内に所在する中小企業が雇用調整助成金等を申請する際に、社会保険労務士を利用した際の手数料)に対して上限を10万円と定めて支給するものであるが、その申請により受給できた雇用調整助成金の額等は支給額に影響しないため、受給額が10万円を大きく下回る事例なども存在していた。例えば、10万円の範囲内で社会保険労務士の費用と雇用調整助成金のいずれか低い額とする制度設計なども考えられるので、事業の制度設計に際しては、経済的効率性の観点をより一層重視されたい。	267
5-3	社員スキルアップ実施事業所応援事業	意見43	本事業は、新型コロナウイルス感染症に伴う企業の雇用調整に緊急的に対応するために、雇用調整助成金を受けた事業主等が従業員に対して行った教育訓練の費用を上限20万円の範囲で全額を補助するものであるが、補助事業者の行った教育訓練の中には職業に関するものと言いつつ微妙なものや、全額補助のために研修費用の額が高額となっていると思われるものもあった。また、外部研修の依頼先のうち特定の研修事業者の占める割合が相当に高く、営業目的で補助金をアピールしたのではないかと推測される。補助金交付事業の設計に際しては、経済性、効率性の観点からの十分な検討がなされることが望まれる。	269
5-4	新規採用活動支援事業	指摘34	補助金交付額が誤っていた事例が見受けられた。補助対象経費が160,000円(税抜額。税込額は176,000円)であったところ、対象経費の支払いを証する銀行取引明細書によれば、振込費用275円が控除されて振り込まれていた。そうすると、実際に支払われた補助対象経費は税抜159,750円であり、補助金額はその1/2である79,000円(千円未満切捨て)となるべきところ、誤って80,000円が交付されていた。	272

5-5	移住支援事業	指摘35	移住支援金は、新潟市移住支援金交付要綱の定めにより、申請日から3年未満に新潟市以外の市区町村に転出した場合は全額、申請日から3年以上5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならないこととなっている。本事業は、令和元年度から開始されたものであるが、令和4年10月に本事業の監査を行った時点では、転出の事実を住民基本台帳の情報によって確認する場合の詳細な手続き等について、市民生活課との調整が完了していないとのことであった。移住者の転出の有無の把握については、本事業の制度設計に際しての中核部分に属するのであるから、その詳細部分も含めて本事業を開始するまでに確定しているべきであった。	275
5-6	移住促進特別支援事業	指摘36	特別支援金の周知については、情報提供機会の公平性を保つため、新潟市に転入届を提出した時点で行われている。一方、新潟市は特別支援金の受給者のうち特別支援金をきっかけとして新潟市に移住した者の割合を把握できていない。そのため、特別支援金が首都圏からの移住促進のインセンティブとして機能しているかどうかを問うことなく支給される結果となっている。特別支援金の事業目的が移住促進や中小企業への就労促進等の行動促進(インセンティブの付与)であるとするれば、特別支援金がそれらのインセンティブとなっていると言える場合にのみ支給されるような合理的な制度設計であるべきである。	278
5-7	企業参加型奨学金返済支援事業	意見44	所管課によれば、本事業の成果指標として大学等新規学卒者の県内就職構成率を設定し、実績数値は概ね目標通りの実績を達成したとのことである。しかし、本事業の採用企業は現状では2社にとどまることからみても、大学等新規学卒者の県内就職構成率に何らかのインパクトを与えることができたと評価することは困難である。本事業としての適切な成果指標が設定されるべきである。	281
		意見45	本事業の採用企業は現状では2社にとどまる。本事業の利用が低調である原因を追究し、事業の改善・見直しにつなげるように努めていただきたい。	281
5-8	働きがいのある新潟地域創造事業	意見46	所管課によれば、本事業の成果指標として大学等新規学卒者の県内就職構成率を設定し、実績数値は概ね目標通りの実績を達成したとのことである。しかし、本事業はわずか2回のセミナーが実施されたに過ぎず、その参加企業数や参加者数から見ても、大学等新規学卒者の県内就職構成率に何らかのインパクトを与えることができたとは評価することは困難である。本事業としての適切な成果指標が設定されるべきである。	283
5-11	社員幸福度向上応援事業	意見47	所管課によれば、本事業の成果指標として年次有給休暇取得率が挙げられている。有給休暇の取得率向上は、従業員幸福度の向上を支える一要素ではあるものの、本事業は有給休暇のみに着目した事業ではない。またWell-being経営の概念の周知が未だなされていない現状において、新潟市全体の有給休暇取得率向上を成果指標と定めることには違和感がある。その他の指標も含めてより適切な成果指標を設定されたい。	290
		意見48	令和3年度は新潟市社員幸福度向上応援事業業務委託について、Well-being経営に精通した事業者が限られている事情もあり、一者随意契約により委託契約を締結することとなった。今後も同種事業を継続される場合には、漫然と一者随意契約が継続することなく、時期に応じて適切な業者選定方法が取られるよう留意されたい。	291
5-12	働き方改革推進事業	意見49	社員幸福度向上応援事業同様に、成果指標として年次有給休暇取得率の数値を挙げているが、働き方改革の推進は有給休暇取得のみに集約されるものではないことから、その他の指標も成果指標として挙げるなど、総合的な指標の設定をすることが考えられる。より適切な成果指標を設定されたい。	293

5-16	技能功労者等情報発信・表彰事業	指摘37	中小企業優良従業員魅力発信事業インタビュー実施等業務委託について、A社に一者随意契約で業務委託されたが、その理由は、A社は「新潟で働く」をテーマとした雑誌を発行しており、インタビュー記事に関してのノウハウと実績を有していること、また、当該事業である移住者インタビュー実施等業務の受託者であることから相乗効果が期待できるから、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するというものであった。しかし、インタビュー記事に関してのノウハウと実績を有しているのは同社だけであるとは言えないうえ、成果物である記事のみを同社でなければできないものとは認めがたく、一者随意契約の理由としては不十分である。	299
5-17	新潟勤労者総合福祉センター管理費	指摘38	新潟テルサ施設内の備品について、備品管理簿には、個々の備品に対して備品番号が付与されている一方、新潟テルサ内部に所在する備品には、いずれも備品シールの貼付はなされておらず、その他の方法によっても個々の備品を特定できる状況にはない。現在の管理方法では、備品管理簿が備品の適正管理の役目を果たせていないと考えられるため、備品管理のあり方について、全庁的な検討を促すことが望まれる。	302
		指摘39	新潟テルサ施設内に、指定管理者が購入し、市に寄附されていない指定管理者の所有する物品（テレビ等）が存在し、備品管理簿に記載される市の備品と、備品管理簿に記載されない指定管理者の所有物が混在しているが、シール貼付や指定管理者の台帳等による管理がなされていない。市の所有物でないとしても、市の備品と同様に施設の管理運営のために使用されている物品については、業務仕様書等に位置付け、その使用・管理等のあり方について明確にされるべきである。	303
		意見50	新潟テルサは、平成6年7月11日の開館後、既に28年が経過し施設の老朽化が進行している。ヒアリング結果によると、各種設備の故障等により修繕や入替を要するものが複数に亘っている状態とのことである。もっとも、新潟テルサの今後のあり方が定まっていないことを理由として、設備の不具合についての迅速な方針決定に至らないケースがあったため、新潟テルサの存続・運営管理のあり方に関する検討を早急に進めていただくとともに、複数箇所存在する修繕等の要対応箇所の整理と、今後の対応方針についても今一度確認をされたい。	304
5-22	新潟暮らし創造運動の推進	指摘40	移住者インタビュー実施等業務委託について、A社に一者随意契約で業務委託されたが、その理由は、A社が発行している情報誌では首都圏から新潟に移住し活躍している方がたびたび登場していることから、同社のネットワークを駆使し、幅広く多ジャンルの魅力的な移住者の紹介が期待できるほか、インタビュー記事に関してのノウハウと実績も有しており、これらの条件を満たしているのはA社のみであるから、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するというものである。しかし、移住者とのネットワークを有し、インタビュー記事についてのノウハウがあるのは同社だけであるとは言えないうえ、成果物である記事を見ても同社でなければできないものであるとは認めがたいので、一者随意契約をする理由としては不十分である。	315
		指摘41	新潟市移住関連イベントWEB広報支援業務について、B社との間で令和3年4月1日付で業務委託契約書（契約金額2,679,000円〔税込み〕）が締結されていたが、B社からの委託契約書1部が返送された書類送付文の日付は同年6月1日となっていた。当該の説明によると、契約締結の意思表示を行ったのは令和3年4月1日であったが、その後の契約書作成段階で収入印紙の貼付漏れや金額不足等の不備があり、複数回やりとりを行った結果ということである。地方自治法243条5項によれば、契約書を作成する場合には、双方の記名押印がなされた契約書を作成しなければ当該契約は確定しないとされているので、契約締結日と締結された契約書を新潟市が取得した日に約2か月もの乖離を生じることは問題である。	315

5-22	新潟暮らし創造運動の推進	指摘42	B社との間で新潟市移住促進特別支援金交付事業WEB広報支援業務の業務委託契約(契約額2,000,000円〔税込み〕)を一者随意契約で締結しているが、その理由は、B社は本市のUIJターン向け移住・定住サイト「HAPPYターン」のコンサルタント業務を令和2年3月に受託しており、本業務の内容及びホームページの課題を熟知しているため、東京圏在住の移住検討者に対する高度な戦略的アプローチと実施後のページ分析について円滑に業務を遂行することが期待でき、Google Partner企業でありWEB広告について経験も豊富であるから、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するというものである。しかし、Google Partner企業であることやWEB広告について経験豊富な企業はB社に限らないし、B社の過去の受託実績自体を理由とすると、同様の事業については以降の年度も他社の参入余地は生じないことになりかねない。一者随意契約の理由としては不十分であったというべきである。	316
------	--------------	------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

第6 公益財団法人新潟市産業振興財団

6-2	団体の管理・運営	指摘43	当財団のプロパー職員を対象とする就業規則の内容及び労使協定の締結について、不備が見受けられた。具体的には、職員の欠格条項、年次有給休暇の時間単位取得、時間外勤務手当、懲戒処分としての減給についてであった。もっとも、監査人がヒアリングを実施する少し前である令和4年10月1日付で欠格事由と時間単位有休についての労使協定の未締結以外については社会保険労務士の助言を受けて是正されていた。なお、当財団ではテレワークを許容しているが、テレワークに関する規程が未整備なので、今後の整備が望まれる。	320
		指摘44	プロパー職員についての出退勤管理は、「出勤簿」に認印を押捺することで行われており、出退勤の時刻が厳密に記録されていない。また、プロパー職員の時間外勤務については「時間外勤務命令票」に基づき行われている(上司及び受命者〔当該プロパー職員〕が押印)が、命令時間は15分単位となっている実情が見受けられた。15分単位の労働時間管理では未払時間外手当の問題が生じるため、当財団においても、より正確な出退勤管理の方法(タイムカードや出退勤管理システム等)の導入が検討されるべきである。	322
		指摘45	公益財団法人新潟市産業振興財団会計規程8条は、「事務局長は、毎月末日をもって試算表を作成し、翌月10日までに理事長に報告しなければならない。」と定めている。実際には、毎月末の財産目録を出力し、預金残高との一致を確認することは行われているが、収支を確認する月次書類は作成していないほか、理事長への報告もなされていない。理事長への報告については、実際上の必要性がないのであれば、定期的な報告義務を定める規定は見直すことも検討されるべきである。	322
		意見51	「公益財団法人新潟市産業振興財団個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」には、個人情報の利用目的が具体的に定められていない。セミナーを実施する際は申込みにおいて個人情報の利用目的を明示しているとのことであるが、すべての個人情報の取得に際して利用目的が明示されているとは言えない状況にある。プライバシーポリシーに個人情報の利用目的を具体的に明示し、それを当財団のWebサイトに掲載することにより、利用目的をあらかじめ公表していることにより、個人情報保護法への抵触を防止できるというメリットがあるので、実施を検討されたい。	323

6-3	コンサルティング事業	指摘46	スポットコンサルサービスの提供をする(株)ピザスクとの契約は、利用申込書の提出をもって成立と扱っているとのことであったが、利用申込書には当財団の担当者の氏名の記載はあるものの、代表者である理事長の氏名の記載がなかった。本来、代表権を有する財団の理事長が、契約の締結権限を有するものであるため、契約成立を示す利用申込書には、代表者の氏名が記載されるべきである。	327
		指摘47	外部専門家に委嘱しているのは個人であるが、外部専門家が法人の代表者である場合に委嘱状や承諾書において、「株式会社〇〇 代表取締役〇〇」といった類のものが見受けられた。単なる肩書きとして記載したものであるが、このような記載であると法人に委嘱したかのように受け取られかねないため、このような記載は不適切である。	328
6-4	創業機運醸成事業	指摘48	にいがた未来想像部2021ワークショップ・プログラム業務委託契約が一者随意契約で締結されている(契約金額1,610,000円)。その理由は首肯できるものであるが、委託先であるA社から提出された見積書では、「セミナー講演料一式」「プログラム開発・企画費一式」とする内容しかなく、その金額とした内訳などの記載が一切ない。これでは、業務委託料の金額の妥当性は検証しようがなく、A社の言い値に合っただけではいかとの疑問も生じかねない。A者の見積額は端数の存在からも積算に基づくものと考えられ、内訳を求めることが困難であったという事情も窺えない。競争性の働かない一者随意契約である以上、委託料の妥当性の確認は十分に行われる必要がある。	330
		指摘49	前記にいがた未来想像部2021ワークショップ・プログラム業務委託契約の委託契約書の12条4項が重複している誤記が見受けられた。	331
6-6	研修・セミナーの開催	指摘50	「公益財団法人新潟市産業振興財団セミナー及び講演会に係る講師謝礼及び受講料等の取扱いに関する要領」が平成25年4月1日から施行されている。しかし、県外講師、県内市外講師、市内講師で一律に単価に差をつける取扱いに合理性は認めがたい(なお、旅費交通費は別途の設定がある。)。確かに、県外講師は著名講師を呼ぶことが多いので単価を高く設定することに妥当性はありそうだが、その場合は原則の金額では足りず、個別の協議となっているのが実情であるし、県内市外講師、市内講師についても原則とは異なる謝金が設定されていることが多く、実際上原則的基準としても機能していない。また、上記要領制定後に消費税率が5%から8%、8%から10%に引き上げられているが、基準額の税込金額の見直しがなされていない。これは、税抜価格が下げられたことと等しく、消費税の適正な転嫁という趣旨にも反している。全面的に見直すべきである。	335
6-10	食の商品開発補助事業	指摘51	補助金の交付決定の審査にあたり実施する事業プレゼンテーションにおいて、評価点が0の項目がある場合、審査委員による合議を行うとされていたが、その際の合議内容が議事録に記載されていなかった。実際には審査委員による合議が行われていたようであるが、事後的にも適切な手続を経て交付決定が行われたことを確認できるよう、議事録に合議内容を記載すべきであった。	343
6-11	技術開発力向上支援事業	指摘52	技術アイデア実行支援補助金の補助事業者の1者からの補助事業実績報告書の実績報告額が印刷文字にて記載されて提出されていたが、鉛筆書きで金額が訂正され、訂正印もなかった(本報告書は押印を求めている書類である。)。その後、オンラインによる実績報告会の開催を経て、上記訂正後の金額で補助金交付額が確定されている。担当職員において、支出内訳をチェックしたうえで補正したものであるが、実績報告書に誤りがあるのであれば、補助事業者に訂正を求めるのが適切である。	346

第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター

7-1	団体の概要	指摘53	各事業の費用補助や利用券の中には、会員1名分のみ利用可とするなど、利用数・利用方法の制限が定められているものがある。ヒアリング結果によると、件数はごく僅かであるが利用制限に違反した利用例も存在するようである。現状、違反者に対しては、次年度に当該利用券の利用を控えさせるなどの対応が個別に取られているとのことであるが、利用者に対し不正利用時のペナルティ等の措置に対する予見可能性を与える必要があるうえ、都度ペナルティの内容に差異が生じるような対応は好ましくない。不正利用した際のペナルティのあり方について一定の整理を行い、規程上明記されるべきである。	349
		指摘54	ニピイニュース(毎月発行)等に掲載するデザインを民間業者に作成委託しているが、作成委託した各種デザインについて著作権侵害がない旨の確認がなされていない。委託事業者から提供されたデザイン全てが著作権を侵害していないか否か判断することは現実的ではないが、少なくとも委託事業者から、原稿提供時に著作権問題がないことの確認を求める等の対応が必要と考えられる。	350
		意見52	公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター会員の資格及び会費等に関する規則7条は、事業主が退会しようとする場合は退会届兼退会同意書を当該事業所の会員3分の2以上の同意を得たうえで、理事長に提出しなければならないと定めている。しかし、実際に提出された退会届兼退会同意書の記載をみると、会員氏名欄はスタンプ等での記名とされているうえ、確認印欄も当該事業主が事前に用意している認印を利用して押印していると認められるものが存在した。同意の確認が形骸化している面があるため、当該事業所の会員の3分の2以上の同意を必要とする退会要件の適否について検討されたい。	350
		意見53	現時点でニピイの各事業におけるDX化に向けた検討が十分になされているとはいえない。現状、各種申請の内容確認及び入力作業をニピイ職員の手作業に頼っている。会員の利便性及び職員の作業効率化・適正化の観点から、ニピイの各事業においてDX化を取り入れる必要性は高い。また、DXとまでいかなくとも、DBの構築と有効活用、カスタマイズされた現行のホームページの改修の必要性がある。今後、中長期的計画をもってDX化その他必要な業務システムの改善がなされるべきである。	351
7-4	余暇活動援助事業	指摘55	令和3年中に、指定旅行社の1社が、会員の宿泊日や宿泊先が決まっていない状態であるにもかかわらず、当該会員から指定旅行社に対して指定保養施設利用補助券が交付され、当該指定旅行社がニピイに対して補助券相当金を請求する事案が発生した。請求内容を不審に思ったニピイ職員が、当該会員の事業所への訪問や電話照会などの詳細な事実関係の調査を行い、実際には代金の支払いがなされておらず宿泊も実行されていないことが判明し、不正請求であることが発覚した。発覚後、不正請求部分について返還されたことは当然であるが、指定旅行社全社に対して、不正防止や注意喚起のため周知文書が配布されるのみの対応で終了している。本来であれば、当該指定旅行社に対しては、指定取消しなどの厳正な対応が取られなければならない。また、当該指定旅行社の不正行為に協力した会員又は事業所に対する何らかのペナルティも検討されるべきであった。	355
		指摘56	ニピイが特定の民間事業者が運営する施設の利用券を通年で発行するケースが存在する。その場合、当該民間事業者の意向により契約書(覚書)を作成することがある。現在は相手方が作成を要望する場合にのみ契約書を作成しているとのことであるが、要望のない場合には一切作成しない扱いでよいか検討を要する。また、契約書には反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むべきである。	356

7-5	慶弔給付事業	意見54	<p>銀婚祝金の申請がなされ、支給された後に対象会員本人からの申告により、同人が既に離婚しており銀婚祝金の支給対象ではないことが発覚した事案があった。事業主が当該会員に代わって申請手続を行った際、事業主が離婚の事実を把握せず申請したために発生したものと推察される。このような申請がなされると、後の返金請求等のニビイ内部の事務負担が増加する結果となる。各会員及び事業主に対して、今一度、請求時には要件充足性について十分確認するよう周知されたい。</p>	358
-----	--------	------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

第8 総括的意見

1 経済政策のグランドデザイン構築

本報告書の第2部・第1「統計からみた新潟市の経済」で若干のデータを紹介したが、それによると新潟市の経済の現状は以下のとおりである（①③④⑤は令和元年、②は平成28年、⑥は令和4年の各数値）。

- ① 新潟市の一人当たり市民所得は、新潟県の水準は上回っているものの全国水準を下回っている。
- ② 民営事業所数、従業員数とも第三次産業従事者が8割以上を占めており、民間事業所数では卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、建設業の比率が、従業員数では卸売・小売業、医療・福祉の比率が高く、事業所数全体の98%以上が中小企業（中小企業基本法の従業者数要件のみ適用）であり、従業員の約8割が中小企業（前同）に従事している。
- ③ 市内総生産（名目）は大きい方から、製造業、卸売・小売業、不動産業、保健衛生・社会事業の順となっている。
- ④ 特化係数では、国との比較では鉱業、保健衛生・社会事業、教育の係数が高く、製造業は低い。
- ⑤ 製造品出荷額は約1兆1,500万円と政令市20市中14位であり、製造品出荷額等の内訳では食料品製造業が約25%、化学工業が約20%、パルプ・紙・紙加工品製造業が約13%、金属製品製造業が約10%、輸送用機械器具製造業約8%、その他25%である。
- ⑥ 新潟市内に本社を置く上場企業は15社あり、内訳は食料品製造業が4社、建設業・小売業・運輸業が各2社、銀行業・金属製品製造業・ガス業・サービス業・情報通信業が各1社である。

以上の新潟市の経済構造を踏まえた経済政策のグランドデザインについては、「新潟市総合計画『にいがた未来ビジョン』（2015-2022）」とその下位計画にあたる、「第2期新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020～2024）」、「新潟市中

小企業・小規模事業者活性化プラン（2019年度～2022年度）」、「新潟県新潟市・聖籠町基本計画（2017～2022）」などで示され、それらに基礎を置いて事業が実施されてきたが、新潟市の経済政策の重点が見えにくいとの評価もあるように聞く。

そうした中で、平成20年から約15年間にわたり航空機産業のクラスター形成への取組を行い（「NIIGATA SKY PROJECT」）、新潟市戦略的複合工場の設置や航空機部品製造の認証の取得などを経て、エンジン部品・機体部品・装備品の一貫受注体制が構築されてきたことは特筆に値するが、この間の取組についての中間的な総括は十分になされていない。

また、「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」において重点的に支援すると位置付けた6分野（①航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野、②米などの農業特産物を活用した食品・バイオ関連分野、③地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工などの技術を活用した成長ものづくり分野、④情報通信関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野、⑤拠点性を支える物流関連産業の集積を活用した物流関連分野、⑥新潟港・新潟空港等の拠点性の高い交通インフラを活用したエネルギー関連分野）がどの程度成長し、その結果一人当たり市民所得の向上にどの程度寄与してきたかについての分析も現時点ではなされていない（なお、基本計画の計画期間は令和4年度末までとなっており、その評価については経済産業省の主導で行うこととなっている。また、企業が作成した地域経済牽引事業計画〔事業の経済効果を含む〕は、新潟県知事が承認している。）。

次期新潟市総合計画（2023～2030）は、経済政策・雇用・定住促進のための重点戦略と関連する政策指標を挙げており、現行計画に比べて数値指標の設定など整理されたものとなっている。また、その下位計画にあたる経済政策に関する各計画も次期計画の立案が進められている。

新潟市の目指す「一人当たり市民所得の向上」という目標に向けて、メリハリのある旗幟鮮明な経済政策のグランドデザインが構築されることを期待したい。

2 EBPMの推進

近年、EBPM（Evidence-based policy making＝証拠に基づく政策立案）の重要性が叫ばれている。従来からまみ見受けられた Episode（エピソード）や Emotion（情緒）により喚起された論調による政策立案ではなく、Evidence（統計やデータ）を活用した合理的な政策立案の必要性を強調するものである。

本包括外部監査では、3E、すなわち、Economy（経済性＝無駄な支出となっていないか）、Efficiency（効率性＝成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているか）、Effectiveness（有効性＝目的に見合った成果が表れているか）の視点での監査も実施しているが、EBPM が実現されていれば、実施事業が 3E をクリアする確率はおのずから高くなると考えられる。

そこで、監査人は、経済部各課及び新潟 IPC 財団を対象として、「令和 3 年度・事業評価のためのアンケート調査」を実施した。その結果は第 3 部の個別事業の箇所に記載したとおりであるが、現状において、事業実施におけるデータ利活用が十分な状況にあるとは評価しがたい。

また、活動指標（どのような行政サービスをどれだけ提供したかの数値指標）と成果指標（事業目的がどの程度達成されたかを測定する数値指標）について、目標数値と実績数値及びその設定根拠や評価・原因分析の回答を求めた。

傾向として、活動指標の目標設定の根拠としては事業の前年度実績に依拠したものが目立ったが、そもそも事業目的達成のためにどのような活動が必要であるかを検討するのが大前提であり、そのうえで投入可能な予算や人的資源等を踏まえて活動指標の目標値を決定するというプロセスを踏む必要がある。

成果指標については、事業目的との関連で合理的でないものや、当該事業の規模・内容等から事業との相関関係を認めがたい大きすぎる指標を設定しているもの、成果指標の目標が設定可能であるのに設定していないものなどが散見され、そもそもの成果指標の捉え方自体についても共通理解がないようであった。

新総合計画では、3 層構造の成果指標（数値目標）を設定して、総合計画の進捗を測るものとされた（総合指標：目指す都市像の実現における進捗を測るための指標、政策指標：目指す都市像の実現や、総合指標の目標達成を図るうえで、各分野において特に重視する指標、取組指標：実施計画に掲載する具体的な取組において特に重視する指標）が、事業ごとの成果指標として想定されるのは、ここでいう取組指標に近いイメージのものになると思われる。

現在、新潟市では、補助金事務について 3 年ごとの「補助金評価シート」による事業評価を行っているが、指標を重視した取組を推進するためには拡充の余地がある。例えば、西宮市は全事務事業の事業評価を毎年度実施しており、同市の事務事業評価シートは 1 事業 2 頁で必要な項目がまとめられており、参考になる。

そのうえで、「ロジックモデル」（ある施策がその目的を達成するに至るまでの

論理的な因果関係を明示したもの)の活用により事業と事業目的との論理的なつながりを明確にするとともに、データの積極的な利活用を行うことで、より高次の指標との数値的な相関性を追求することが、EBPMの観点からは望まれる。

この点、経済産業省と内閣府地方創生推進室が平成27年4月から提供している地域経済分析システムである「RESAS(リーサス。Regional Economy and Society Analyzing System)は、地域経済に関するさまざまなビッグデータが「見える化」されており、経済部においても活用されているとのことである。

また、一人あたり市民所得の向上を目指すための政策立案には、「地域経済循環分析」がさらに活用されてよい。これは、市町村ごとの「産業連関表」と「地域経済計算」を中心とした複合的な分析により、「生産」「分配」「支出」の三面から地域内の資金の流れを俯瞰的に把握するとともに、産業の実態(主力産業・生産波及効果)、地域外との関係性(移輸入・移輸出)等を可視化する分析手法である。

最後に、EBPMを実践するためには、職員のデータ収集・分析能力の向上も重要であり、そのための研修や分析のためのフォーマット作りが有益と思われる。

3 補助事業のあり方

令和3年度は、前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症対応が喫緊の課題であったため、経済部の事業も国・県の交付金を財源としたコロナ対策事業の比重が高かった。

とりわけ、新潟県から発出された飲食店等に対する営業時間短縮の協力要請に応じた事業者(第1期から第4期)やまん延防止等重点措置の適用を踏まえて新潟県から発出された時間短縮営業及び酒類提供の停止等の要請に応じた事業者(第5期から第6期)を対象とした、新型コロナウイルス拡大防止協力金交付事業は、約76億円の支出を伴う大事業であったが、「新潟市営業時間短縮協力金センター」を設置した業務委託による協力金交付事務及び業務委託による見回り業務により、概ね適正かつ迅速に実施することができたものと評価できる。

もっとも、全期を通じて協力金の不正受給事案が2件認知されたが、それに対する市の対応が適切かつ厳正なものであったとは評価しがたい。協力金の制度設計自体は、国のルールに準拠して行われたものであり、迅速性を重視するために性善説に立脚した制度設計であったと思われるが、そうであるからこそ、不正受給事案に対して厳正な対応をしなければモラルハザードを助長しかねない。

また、新型コロナウイルス対策事業については、全般的に補助金交付の要件が緩いなど制度設計の作込みが甘いのではないかと思われるものが目につき、その結果、補助事業者による不正行為や不適正利用が生じていないか危惧された。

もとより、新型コロナウイルスのまん延による未曾有の混乱の中で緊急避難的に国費が投入されて行われた事業であることを捉えれば、些か厳に失した見方なのかもしれないが、納税者目線で個々の補助事業を見ての率直な印象である。

そもそも、自由主義を基礎とする経済体制において、私的な営利追求主体である事業者に対して、対価を伴わない補助金等の公金を支出することは例外的なものであり、地方自治法上も公益的な政策目的に資するものでなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」〔傍点筆者〕）。新潟市補助金等交付規則 3 条も、補助にあたっての市長や補助事業者の責務を定めている。

そのような観点で、各補助金交付事業を見たところ、令和 3 年度は新型コロナウイルス対策事業が相当なウエイトを占めたことも相まってか、特定の事業者が複数の補助金の交付を受けていることがかなり目についた。

現状では、各所管課において事業単位で補助事業者に関する情報が把握されているにとどまり、市の実施する他の事業における補助金利用状況を含めた事業者単位でのデータベースの作成といった「名寄せ」は実施されていない。

しかし、補助金交付事業は限られた財源で展開されているのであるから、上記のような状況が妥当であるとは思われない。この点、新潟 IPC 財団では、原則として 1 事業者は年度ごとに 1 種類の補助金しか交付を受けられないというルールがあり、過去の同種補助金の交付状況に応じて補助率を調整する対応もなされているが、本来こうしたあり方こそが望ましい。

経済部においては、民間信用情報機関のデータを購入して使用しているものの、各事業単位で取得された事業者情報について、一元的に集約・管理するような仕組みはとられていない。新潟 IPC 財団でも同様である。

このように事業者単位でのデータベースがないということは、市役所業務が単年度で実施されることと相まって、補助金を交付した後の状況を所管課においてフォローして事業の成果を実効的に把握するうえで大きな支障となっており、EBPM を推進するという観点からも重要な課題であるというべきである。

事業者に着目して経済政策を実施することは、平成 27 年度から経済産業省に

よって「地域未来牽引企業」の選定（定量的・定性的なデータによる選定と地方公共団体の推薦による選定とがある。）による地域経済の活性化が図られていることに見られるように、EBPM の観点からも推進されていることであり、決して監査人独自の主張ではない。

監査人は、令和 2 年度の農林水産部を対象とした包括外部監査でも事業主体ごとのデータ整備の必要性を述べたところであるが、市役所業務の DX 化推進という観点からも、全庁的に是非とも真剣に検討していただきたい。

4 新潟地下開発株式会社（西堀ローサ）の今後

新潟地下開発株式会社（以下「地下開発」という。）は、自動車保有台数の急増への対応と古町西堀地区の活性化のため、地下駐車場建設と地域商業の発展のための地下商店街を建設するという目的により、昭和 47 年に新潟市も出資した第三セクターとして設立され、昭和 51 年に西堀ローサが開業された。

当初建設費が巨額（約 68 億円）であり、その大半を金融機関からの借入金（約 39 億円）とテナントからの保証金・敷金（約 26 億円）で補ったため、その元利償還金が経営上の負担となり、平成 13 年に経営改善策の一環として不採算部門であった地下駐車場を市に 19 億 5,900 万円で売却した。

平成 18 年に、財務内容の抜本的改善のため、地下開発は、株式会社整理回収機構（RCC）の承認を得た再建計画を策定し、金融機関の債権放棄 8 億 5,000 万円、テナント保証金の債権放棄 6,500 万円、一律の減資約 6 億円（98%減資）と増資 9,000 万円（うち、市 5,000 万円）並びに市による劣後返済特約付きの 9 億円の貸付（民間債務を完済するまで無利息かつ元本返済猶予、最終返済期日は 20 年後の令和 7 年 10 月）が実行された。

その後、リーマンショック（平成 20 年）や近隣の百貨店（大和新潟店）の撤退（平成 22 年）などが発生したが、経営健全化への取組を進め、途中、返済緩和の条件変更を行いながら平成 28 年度末に民間債務を完済した。

平成 29 年に、地下開発の厳しい経営状況や古町地域におけるまちなか機能再編（平成 29 年の中央区役所移転、令和 2 年の再開発ビル〔古町ルフル〕開業など）の影響を踏まえた地下開発の経営規模に見合う適正な返済計画を策定する必要がある等の理由から、民間債務を完済後に予定していた劣後特約付貸付 9 億円の返済を当面の間、無利息で据え置くことに決定し、併せて劣後特約のない通常

の貸付金に契約内容を変更した（年間 9,000 万円の元本償還、最終償還期日令和 7 年 10 月 31 日とする当初条件の変更はない。）。また、同年、市関連施設の賃借料を直近の周辺賃借料などを考慮した適正額に交渉のうえ引き下げた。

平成 30 年度に、地下開発が、西堀ローサの活用等について、事業者から意見や提案をもらい、対話を通じて事業者や市場の動向を調査するサウンディング型市場調査を実施したところ、複数の提案はあったものの、結局、事業化には至らなかった。また、同年度の外郭団体評価において、経営改善に向けて「抜本的な対応が必要」との総合評価結果を受けた（以降の年度も毎年同評価）。

令和元年度に、地下開発が管理してきた地下通路の公共性を考慮し、安心安全で快適な歩行空間を確保することを目的に地下通路部分を市道化し、市が地下通路の維持管理等を行うことになり、それまで地下開発が負担してきた管理費年間約 5,700 万円の負担が市に移った。

令和 2 年に、近隣の百貨店（新潟三越店）が閉店した。

令和 4 年 12 月 13 日、新潟市都市政策部は、跡地に民間による複合型商業ビルの建設が検討されており、地上 37 階・地下 1 階で、マンション約 350 戸やオフィス・商業施設が入る高層ビルになり、令和 10 年度の完成を目指している旨を新潟市議会に報告した（報道による）。

現在、新潟市は、地下開発の過半数の議決権を有する株主であると同時に、9 億円の貸付金債権を有する債権者である。

本監査においては、地下開発に対する市の対応について、以下の①ないし③の指摘をし、④及び⑤の意見を述べた。

- ① 市は、平成 29 年から現在に至るまで 9 億円の貸付金の回収方針・計画を明確にせず、毎年、利息及び元本の返済猶予を繰り返すといった問題の先送りを繰り返している。
- ② 外郭団体評価において、平成 30 年度から連続で「抜本的な対応が必要」との最下位の評価結果となっているにもかかわらず、この間、地下開発及び所管課の商業振興課では抜本的な対応と評価し得るような対応がなされていない。
- ③ 平成 28 年度まで市の行政施設賃借料が周辺相場の賃借料よりも著しく高い（「隠れ補助金」とも呼ぶべき状況であった）ことを認識しながら、減額交渉をせずに据え置く経済性を欠いた対応を続けていた。
- ④ 9 億円の貸付金の最大限の回収を念頭に置けば、財務部や総務部など関係各部や

外部専門家との連携と協力が不可欠であり、所管課の商業振興課だけに地下開発の対応を委ねるのではなく、様々な立場の視点から地下開発の課題に対処するプロジェクトチームなどを組織して、全庁的な関与の下で抜本的な対応に取り組むべきである。

- ⑤ 地下開発に対する貸付金については、貸付金残高から今後の回収見込額を客観的に疎明できる金額や担保の処分見込額を除いた残額について徴収不能引当金を計上するなど、より合理的な地方公会計における会計処理のあり方を検討するべきである。

監査人は、令和2年度から令和4年度の3年間にわたり、本包括外部監査を実施するために、ふるまち庁舎（ルフル）に度々訪れ、その際は西堀地下駐車場を利用し、西堀ローサを通っていたが、“にぎわい”とはほど遠い実情であった。

本監査を通じ、現時点において、本問題に携わる関係者間にあっては、地下駐車場の活用は別として、西堀ローサを商業施設として再生する実現可能性は将来的にも乏しいとの認識で概ね一致していることが確認できた。

監査人としては、新潟市に対し、地下開発及び西堀ローサの今後のあり方について、速やかに全庁的なプロジェクトチームを設置し、貸付金の最終返済期日である令和7年10月を見据えた一定の結論を出すことを求めるものである。

以上

【報告書の構成】

- 第 1 部 包括外部監査の概要
 - 第 1 監査の種類
 - 第 2 選定した特定の事件
 - 第 3 特定の事件の選定理由
 - 第 4 外部監査の対象及び監査方法
 - 第 5 外部監査の実施時期
 - 第 6 外部監査人補助者の職・氏名
 - 第 7 外部監査人と選任した特定事件との利害関係
- 第 2 部 新潟市の経済政策の現状
 - 第 1 統計からみた新潟市の経済
 - 第 2 新潟市の経済政策に関する計画
 - 第 3 新潟市の経済政策関係機構
 - 第 4 新潟市の経済政策関係の例規等
 - 第 5 新潟市の経済政策関係支出
- 第 3 部 監査の結果及び意見
 - 第 1 産業政策課
 - 第 2 成長産業・イノベーション推進課
 - 第 3 商業振興課
 - 第 4 企業誘致課
 - 第 5 雇用・新潟暮らし推進課
 - 第 6 公益財団法人新潟市産業振興財団
 - 第 7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター
- 第 4 部 まとめ
 - 第 1 指摘及び意見の要旨
 - 第 2 総括的意見